



# 熊本県公報

号 外 第 9 号

平成 26 年 3 月 31 日 (月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

規 則	
○熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則……………	(産業人材育成課) 1
○熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則……………	(くまもとブランド推進課) 1
○熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則……………	(住宅課) 2
○熊本県歳計現金余裕金貸付規則の一部を改正する規則……………	(会計課) 9

## 規 則

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 26 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 10 号

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則  
熊本県立職業能力開発校規則(昭和 44 年熊本県規則第 73 号)の一部を次のように改正する。

- 第 1 条 中「第 3 条」の次に「、第 4 条第 1 項ただし書第 3 号」を加える。
- 第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。
- (保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められない訓練生)
- 第 1 4 条の 2 条例第 4 条第 1 項ただし書第 3 号の規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
- (1) 訓練生に保護者(親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び次のアからエまでに掲げる者を除く。以下この項において同じ。)がいる場合 当該保護者
- ア 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長
- イ 児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ウ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 857 条の 2 第 2 項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- エ アからウまでに掲げる者のほか、訓練生がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者
- (2) 訓練生に保護者がいない場合 当該訓練生(当該訓練生が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者)
- 2 条例第 4 条第 1 項ただし書第 3 号の規則で定める訓練生は、保護者等(前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この項において同じ。)の市町村民税所得割(授業料に係る年度の前年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。)の額(保護者等が 2 人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額)が 304,200 円以上である訓練生とする。

### 附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 26 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 11 号

熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県伝統工芸館条例施行規則(昭和 57 年熊本県規則第 56 号)の一部を次のように改正する。

- 第 3 条中「、許可」を「、使用許可」に改める。
- 第 5 条中「別表第 2 の表備考」を「別表第 2 備考」に改める。
- 別表を次のように改める。



別記第 1 号様式の 2 (第 2 条、第 2 5 条関係)

(表)

単身入居の入居者資格認定のための申立書

申込者の氏名	
--------	--

単身の入居をしたいので介護の必要性等について、次のとおり申し立てます。  
(該当するものに○印を付け、又は該当するか所に必要事項を記入してください。)

1 単身で生活する際の介護(介助・援助)の必要性	有 ・ 無
--------------------------	-------

これから先は、介護の必要性有と答えられた方のみ、記入してください。

2 居住している住宅等の状況	1 住宅 お住まいの階：1階・2階・3階以上 エレベーターの有無：有・無  2 施設・病院 名称：( ) 種別：① 特別養護老人ホーム ② 障害者療護施設 ③ 病院(診療所) ④ その他( )  3 その他( )
3 県営住宅に入居を希望する理由	
4 日常生活における福祉用具の使用状況	1 使用している。 (福祉用具の種別： ) 2 使用していない。
5 介護保険法による市町村の認定	1 受けている。(介護度：要支援・要介護 [1 2 3 4 5]) 2 受けていない。

(裏)

6 現在の日常生活における介護(介助・援助)の状況

(該当する欄に○を付けてください。)

項 目	① 現在の日常生活において介護(介助・援助)を必要としていますか。			② ①において介護が必要と答えた場合、現在の介護(介助・援助)をどこから受けていますか。			③ ①において介護が必要と答えた場合、県営住宅に入居したときに介護(介助・援助)をどこから受ける予定ですか。			
	不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介 護 保 険 に よ る 居 宅 介 護 サ ー ビ ス	介 護 保 険 以 外 に よ る 介 助 ・ 援 助		介 護 保 険 に よ る 居 宅 介 護 サ ー ビ ス	介 護 保 険 以 外 に よ る 介 助 ・ 援 助		
					公 的 機 関 (市 町 村、 保 健 所、 支 援 セ ン タ ー 等)	民 間 (ボ ラ ン テ ィ ア 団 体、 親 族 等)		公 的 機 関 (市 町 村、 保 健 所、 支 援 セ ン タ ー 等)	民 間 (ボ ラ ン テ ィ ア 団 体、 親 族 等)	
基 本 的 な 動 作	居 宅 に お け る 移 動									
	食 事									
	入 浴									
	排 泄									
	着 替 え									
そ の 他	炊 事、 洗 濯、 掃 除 等 ふ だ ん の 家 事									
	相 談									
	見 守 り									

(1) 現在受けている介護(介助・援助)について(内容、頻度、実施団体等を記入してください。)

[Blank box for answer 1]

(2) 県営住宅に入居した場合に受けることを予定している介護(介助・援助)について(内容・頻度、実施団体等を記入してください。)

[Blank box for answer 2]

(3) 現在受けている医療について(訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの対処法などを記入してください。)

[Blank box for answer 3]

以上の申立てのとおり相違ありません。

熊本県が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村(福祉主管部局等)に意見を求める必要がある場合、熊本県がこの申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村(福祉主管部局等)に情報提供することに同意します。

年 月 日  
熊本県知事 様

氏 名 印

別記第 2 号様式中「(第 2 条関係)」を「(第 2 条、第 2 5 条関係)」に改める。  
別記第 3 号様式及び別記第 3 号の 2 様式を次のように改める。

別記第 3 号様式(第 4 条、第 2 5 条関係)

熊本県指令 第 号  
住所  
氏名

県営住宅入居決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった県営住宅については、下記のとおり入居を決定します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

- 1 団 地 名 団地 棟 号
- 2 家 賃 月 額 円( 年度分)
- 3 敷 金 円
- 4 入居できる者 県営住宅入居申込書に記載されている者
- 5 入居可能日 年 月 日
- 6 入 居 手 続  
(1)入居の決定のあった日から 1 0 日以内に、次に掲げる手続をすること。  
①連帯保証人の連署した請書を提出すること。  
②上記敷金を納付すること。  
(2)上記入居可能日から 1 5 日以内に、入居すること。
- 7 家 賃 の 納 付  
原則として、速やかに最寄りの金融機関で口座振替の手続を行うこと。
- 8 上記以外の事項については、熊本県営住宅条例及び熊本県営住宅管理規則の定めるところによる。

別記第 3 号の 2 様式(第 4 条、第 2 5 条関係)

熊本県指令 第 号  
住所  
氏名

県営住宅期限付入居決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった県営住宅については、下記のとおり入居を決定します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

- 1 団 地 名 団地 棟 号
- 2 家 賃 月 額 円( 年度分)
- 3 敷 金 円
- 4 入居できる者 県営住宅入居申込書に記載されている者
- 5 入居可能日 年 月 日
- 6 有 効 期 間 入居可能日から 年 月 日まで
- 7 許 可 条 件

熊本県営住宅条例(第 4 6 条第 1 項において準用する)第 8 条第 3 項の規定により、有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡すこと(有効期間が延長された場合を除く。)

8 入 居 手 続

(1)入居の決定のあった日から 1 0 日以内に、次に掲げる手続をすること。

- ①連帯保証人の連署した請書を提出すること。
- ②上記敷金を納付すること。

(2)上記入居可能日から 1 5 日以内に、入居すること。

9 家 賃 の 納 付

原則として、速やかに最寄りの金融機関で口座振替の手続を行うこと。

1 0 上記以外の事項については、熊本県営住宅条例及び熊本県営住宅管理規則の定めるところによる。

別記第 4 号様式中「(第 5 条関係)」を「(第 5 条、第 2 5 条関係)」に改める。  
 別記第 4 号の 2 様式及び別記第 4 号の 3 様式中「(第 5 条の 3 関係)」を「(第 5 条の 3、第 2 5 条関係)」に改める。  
 別記第 4 号の 4 様式中「(第 5 条の 3 及び第 7 条関係)」を「(第 5 条の 3、第 7 条、第 2 5 条関係)」に改め、「熊本県営住宅管理規則」の次に「(第 2 5 条において準用する同規則)第 7 条第 9 項において準用する同規則)」を加え、「(第 7 条第 9 項)」を削る。  
 別記第 4 号の 5 様式から別記第 4 号の 8 様式までの規定中「(第 5 条の 4 及び第 7 条関係)」を「(第 5 条の 4、第 7 条、第 2 5 条関係)」に改める。  
 別記第 4 号の 9 様式中「(第 5 条の 4 及び第 7 条関係)」を「(第 5 条の 4、第 7 条、第 2 5 条関係)」に、「第 8 条第 4 項(第 9 条の 3 第 3 項)」を「(第 4 6 条第 1 項において準用する同条例)第 9 条の 3 第 3 項において準用する同条例)第 8 条第 4 項」に改

める。  
別記第5号様式中「(第6条関係)」を「(第6条、第25条関係)」に改め、同様式(表)中「また、」の次に「(住宅地区改良法において準用する)」を加え、「同法施行令」を「(住宅地区改良法施行令において準用する)公営住宅法施行令」に、「保証人の

責務」を「連帯保証人の責務」に改め、同様式(裏)中

「保証人氏名等」を「連帯保証人氏名等」

に改める。  
別記第5号の2様式中「(第7条関係)」を「(第7条、第25条関係)」に、「入居承継承認申請書」を「入居の承認申請書」に改め、「承継の」を削り、「承継を」を「承認を」に改める。

別記第5号の3様式中「(第7条関係)」を「(第7条、第25条関係)」に、「期限付入居承継承認通知書」を「期限付入居の承認申請書」に改め、「熊本県営住宅条例」の次に「(第46条第1項において準用する同条例)」を加え、「承継の」を削り、「承継を」を「承認を」に改め、同様式備考に次のように加える。

6 不要な文字は、横線で消してください。  
別記第5号の4様式中「(第7条関係)」を「(第7条、第25条関係)」に、「入居承継承認通知書」を「入居の承認通知書」に、「の承継」を「の承認」に改め、「熊本県営住宅条例」の次に「(第46条第1項において準用する同条例)」を加える。

別記第5号の5様式中「(第7条関係)」を「(第7条、第25条関係)」に、「の承継」を「の承認」に、「入居承継の承認日」を「その承認の日」に、「この入居」を「期限付入居」に改める。

別記第5号の6様式中「(第7条関係)」を「(第7条、第25条関係)」に、「の承継」を「の承認」に、「入居の承認が」を「期限付入居の承認が」に、「入居承継の承認日」を「その承認の日」に、「入居の承認は」を「期限付入居の承認は」に改める。

別記第5号の7様式中「(第7条関係)」を「(第7条、第25条関係)」に、「期限付入居承認通知書」を「期限付入居の承認通知書」に、「承継」を「承認」に改め、「熊本県営住宅条例」の次に「(第46条第1項において準用する同条例)」を加える。

別記第6号様式中「(第8条関係)」を「(第8条、第25条関係)」に改める。

別記第7号様式中「(第8条関係)」を「(第8条、第25条関係)」に改め、「熊本県営住宅管理規則」の次に「(第25条において準用する同規則)」を加え、「あなたの収入を認定し、下記の家賃を納付していただくこととなりましたので」を削る。

別記第8号様式中「(第8条関係)」を「(第8条、第25条関係)」に、「私(同居者を含む。)の収入は、次のとおりです」を「次のとおり理由があります」に改める。

別記第9号様式中「(第8条関係)」を「(第8条、第25条関係)」に、「第8条第5項」を「(第25条において準用する同規則)第8条第4項(第6項)」に改め、「あなたの収入を再認定し、下記の家賃を納付していただくこととなりましたので」を削る。

別記第10号様式中「(第8条関係)」を「(第8条、第25条関係)」に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「(第10条関係)」を「(第10条、第25条関係)」に改める。

別記第13号様式中「(第11条関係)」を「(第11条、第25条関係)」に改める。

別記第14号様式中「(第12条関係)」を「(第12条、第25条関係)」に、「届出ます」を「届け出ます」に改める。

別記第15号様式、別記第16号様式及び別記第18号様式中「(第13条関係)」を「(第13条、第25条関係)」に改める。

別記第19号様式中「(第14条関係)」を「(第14条、第25条関係)」に改める。

別記第23号様式を次のように改める。

別記第 2 3 号様式(第 1 7 条、第 2 5 条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写真</p> </div>	第 号
	年 月 日交付
	職名
	氏名
	年 月 日生
検査員証	
熊本県知事 印	

(裏)

公営住宅法(抜粋)  
 (収入状況の報告の請求等)  
 第 3 4 条 事業主体の長は、第 1 6 条第 1 項若しくは第 2 8 条第 2 項の規定による家賃の決定、第 1 6 条第 4 項(第 2 8 条第 3 項又は第 2 9 条第 8 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免、第 1 8 条第 2 項の規定による敷金の減免、第 1 9 条(第 2 8 条第 3 項又は第 2 9 条第 8 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第 2 9 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 3 0 条第 1 項の規定によるあつせん等又は第 4 0 条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

住宅地区改良法(抜粋)  
 (国の補助に係る改良住宅の管理及び処分)  
 第 2 9 条 第 2 7 条第 2 項の規定により国の補助を受けて建設された改良住宅の管理及び処分については、第 3 項に定めるもののほか、改良住宅を公営住宅法に規定する公営住宅とみなして、同法第 1 5 条、第 1 8 条から第 2 4 条まで、第 2 5 条第 1 項、第 2 7 条第 1 項から第 4 項まで、第 3 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 3 条、第 3 4 条、第 4 4 条、第 4 6 条並びに第 4 8 条の規定を準用する。

熊本県営住宅条例(抜粋)  
 (住宅の検査)  
 第 2 6 条 入居者は、当該県営住宅を明け渡そうとするときは、1 0 日前までに知事に届け出て、知事の指定する者の検査を受けなければならない。  
 (立入検査)  
 第 4 3 条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、知事の指定した者に県営住宅の検査をさせ又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。  
 (県営改良住宅の管理)  
 第 4 6 条 県営改良住宅及び地区施設の管理については、第 3 項から第 8 項までに定めるもののほか、第 3 条から第 9 条の 4 まで、第 1 1 条、第 1 3 条から第 1 9 条まで、第 2 4 条第 1 項、第 2 5 条から第 2 7 条まで及び第 3 2 条から前条までの規定を準用する。

縦 6 センチメートル

横 9 センチメートル



- 別記第24号様式中「(第18条、第20条関係)」を「(第18条、第25条関係)」に改める。
  - 別記第25号様式中「(第19条関係)」を「(第19条、第25条関係)」に改める。
  - 別記第26号様式中「(第21条関係)」を「(第21条、第25条関係)」に改め、「熊本県営住宅条例」の次に「(第46条第1項において準用する同条例)」を加え、同様式備考4中「公営住宅法」を「(住宅地区改良法第29条第1項において準用する)公営住宅法」に改め、同様式備考に次のように加える。
    - 5 不要な文字は、横線で消してください。
  - 別記第27号様式中「(第22条関係)」を「(第22条、第25条関係)」に改め、「熊本県営住宅条例」の次に「(第46条第1項において準用する同条例)」を加え、同様式備考に次のように加える。
    - 3 不要な文字は、横線で消してください。
  - 別記第28号様式中「(第22条関係)」を「(第22条、第25条関係)」に改め、「熊本県営住宅条例」の次に「(第46条第1項において準用する同条例)」を加え、同様式備考を次のように改める。
    - 備考 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
    - 2 不要な文字は、横線で消してください。
  - 別記第29号様式中「(第23条関係)」を「(第23条、第25条関係)」に改め、「熊本県営住宅条例」の次に「(第46条第1項において準用する同条例)」を加え、同様式備考を次のように改める。
    - 備考 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
    - 2 不要な文字は、横線で消してください。
  - 別記第30号様式中「(第24条関係)」を「(第24条、第25条関係)」に改める。
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県営住宅管理規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県営住宅管理規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県歳計現金余裕金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第13号**

- 熊本県歳計現金余裕金貸付規則の一部を改正する規則
- 熊本県歳計現金余裕金貸付規則(昭和34年熊本県規則第14号)の一部を次のように改正する。
- 第5条の2の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条中「により、融資の決定の」を「による」に改め、「貸付対象金融機関等は、」の次に「第4条の」を加え、同条ただし書中「この規則により融資された」を「当該融資に係る」に、「にあっては、」を「は、預金通帳又は」に改め、「預金証書」の次に「の交付」を加え、「をもって」を「の提出をもって、」に、「に代える」を「の提出に代える」に改める。
- 別記様式第2中「申込」を「申込み」に、「基づき」を「により」に、「(別記様式第3)又は預金証書及び請書(別記様式第4)」を「の提出(融資に係る資金を預金として受け入れるときは、預金通帳又は預金証書の交付及び請書の提出)」に、「速やかに提出して」を「行って」に、「一金 円」を「金 円」に、「年 %」を「年 パーセント」に、「年10.75%」を「年10.75パーセント」に改める。
- 別記様式第4中「定期預金証書(番号)」を「預金通帳(本支店名 )、口座番号 )・預金証書(証書番号 )」に改める。
- 附 則
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に改正前の第5条の2の規定により提出されている請書は、改正後の第5条の2の規定により提出された請書とみなす。